

## 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められている。これらの患者の多くは、輸血、血液製剤の投与、及び予防接種等の医療行為により、肝炎ウイルスに感染したものであり、その中には、医療・業務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変や肝がんに移行する危険性が高く、すでに肝硬変や肝がんに移行した患者は長期の療養を要し、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面している。

このような中、国では、昨年度から新たな肝炎総合対策「肝炎治療7カ年計画」を実施しているが、法律の裏付けがなく、実施主体である都道府県では施策の統一が図られていないため、法的措置を講じ、総合的な対策を推進することが必要である。

したがって、国においては、肝炎患者救済のため、基本理念や国や地方公共団体の役割を定めた基本法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 様  
総務大臣  
厚生労働大臣

秦野市議会議長 山口金光